

教 育 研 究 業 績

2019年5月1日

氏名 石川 雅俊
学位： 博士（法学）

研 究 分 野	研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド
①法学 ②刑事法学	①違法捜査の抑制と証拠排除 ②主観的犯罪要素 ③取引の公正性の確保と財産犯罪・経済犯罪に対する法規制

主要担当授業科目	<ul style="list-style-type: none"> ・法学入門 ・ビジネス法Ⅰ・Ⅱ ・基礎演習Ⅰ・Ⅱ
----------	--

教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項

事 項	年 月 日	概 要
1 教育方法の実践例		
①首都大学東京大学院社会科学部法律学専攻における『法律学総合演習』	平成23年10月から平成26年9月まで	本講義は、学生に自己の研究の一端を報告させ、それについて全員で討論するというゼミ方式の形をとったものである。他の法分野を専攻している学生には考えもしなかった点からの指摘があったため、当該学生の研究をより深化させることができたと考えられる。
②駿河台大学『警察と法』における「警察の人事制度」	平成25年10月	本講義（講義担当者：堀田周吾首都大学東京准教授）は、主に、公務員、とりわけ警察官志望の学生に対して開講されたものである。そこで私は特別講師として、「警察の人事制度」について講義した。本講義では、警察官の採用手続だけではなく、昇任制度や懲戒制度なども含むものであったことから、学生に警察官という職業のあり方を理解させることができたと考えられる。
③駿河台大学『刑事訴訟法』における「違法収集証拠排除法則」	平成25年10月	本講義（講義担当者：堀田周吾首都大学東京准教授）は、刑事訴訟法の理解を目的として開講されたものである。そこで私は特別講師として「違法収集証拠排除法則」について講義した。本講義では、公務員、とりわけ警察官志望の学生が大勢いたことから、実務上、問題となった違法捜査の事案を多用した。本講義により、学生に警察の捜査のあり方について理解させることができたと考えられる。
④目白大学社会学部地域社会学科における『人権と法（法学）』	平成26年4月から平成28年9月まで	本講義は、未成年者や女性、高齢者および日本に居住している外国人など、社会的に弱い立場にある人の権利について、なぜそれらは保護（ないし、規制）されなければならないのか、また、権利保護のためにどのように法解釈すべきかおよび国家や地方公共団体はどのような施策をすべきかについて解説した。本講義により、学生は人権について深く理解することができたと考えられる。なお、講義の工夫として、理解度を上げるために穴埋め式のレジュメを用いた。
⑤東京成徳大学経営学部における『法学入門』	平成27年4月から現在に至る	本講義は、社会生活を営むのに必要な法的知識の涵養を目的として開講されたものである。本講義では、「法とは何か」、条文解釈の方法などを説明した上で、学生が将来遭遇するであろう私法上の法律問題を、具体例を示し解説した。本講義により、学生は社会生活を営むのに最低限必要な法的知識を身につけることができたと考えられる。なお、講義の工夫として、理解度を上げるために穴埋め式のレジュメを用いた。
⑥東京成徳大学経営学部における『ビジネス法Ⅰ』	平成28年4月から現在に至る	本講義は、学生が社会に出た後、ビジネスパーソンとして必要な法的知識の涵養を目的として開講されたものである。ビジネス取引は契約の締結によって行われる。本講義では、各業種によって取り扱う契約の種類がそれぞれ異なることを説明した上で、その契約をすると法的にどのような権利義務が発生するのかを示し

⑦東京成徳大学経営学部における『ビジネス法Ⅱ』	平成28年4月から現在に至る	た。なお、講義の工夫として、理解度を上げるために穴埋め式のレジュメを用いた。 本講義は、近い将来、企業で働くことになる大学生に会社の構造等を理解させるために開講されたものである。具体的には、会社の種類、株式の性質等、会社の基本的な構造について解説した。なお、講義の工夫として、理解度を上げるために穴埋め式のレジュメを用いた。
2 作成した教科書, 教材 ①目白大学社会学部地域社会学科における『人権と法 (法学)』のレジュメ	平成26年4月から現在に至る	その部分を埋めることにより学生の理解力が向上すると考えられる語句を埋める穴埋め式のレジュメを用い、学生の理解力の向上に努めた。
②東京成徳大学経営学部における『法学入門』のレジュメ	平成27年4月から現在に至る	その部分を埋めることにより学生の理解力が向上すると考えられる語句を埋める穴埋め式のレジュメを用い、学生の理解力の向上に努めた。
3 教育上の能力に関する大学等の評価 ①平成25年度年度評価本人通知書(首都大学東京)	平成26年6月	教員による相互評価により、学生の教育について、AからCまでの評価でAの評価を得た。
②平成27年度前期 授業改善のためのアンケート (東京成徳大学)	平成27年9月	平成27年度前期に担当した「法学入門」について、アンケートに回答した学生のうちの約70%から、5段階で4以上の総合評価を得た。
4 実務の経験を有する者についての特記事項 なし		
5 その他 なし		
職 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概要
1 資格, 免許 なし		
2 特許等 なし		
3 実務の経験を有する者についての特記事項 なし		
4 その他 なし		

研 究 業 績 等 に 関 する 事 項				
著書, 学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所, 発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
(著書) なし				
(学術論文) 1「アメリカにおける証拠排除基準と主観的要素との関係」	単著	平成23年7月	『首都大学東京法学会雑誌』第52巻1号(179-230頁)	本稿は、刑事法学の分野における重大な問題である、違法な捜査活動により獲得された証拠を公判手続から排除する、いわゆる違法収集証拠排除法則の適用の可否と捜査官の主観的要素との関係を、排除法則の母法たるアメリカの議論と比較し検討したものである。
2「刑事訴訟における違法判断と損害賠償」	単著	平成24年7月	『首都大学東京法学会雑誌』第53巻1号(359-409頁)	わが国の排除法則の適用は、捜査行為に「重大な違法」があった場合に限定されるため、実際に証拠排除される事案は非常に少ない。しかし、それでは違法行為をされた被告人は救済されないことになってしまう。そこで、近年、刑事手続における証拠排除以外の救済方法が指摘されている。本稿では、とりわけ、国賠訴訟における損害賠償に焦点をあててその有効性について検討した。
3「証拠排除基準たるいわゆる『違法の重大性』に関する一考察」	単著	平成25年1月	『首都大学東京法学会雑誌』第53巻2号(209-256頁)	本稿は、わが国の排除法則の適用基準たるいわゆる「違法の重大性」の考慮要素のうち、違法行為の客観的要素を中心に、「違法の重大性」と憲法違反との間にどのような関係があるのかを、わが国の判例だけではなく、アメリカ判例も参考にしつつ検討したものである。
4「排除法則における『事件の重大性』の考慮」	単著	平成25年7月	『首都大学東京法学会雑誌』第54巻1号(513-550頁)	排除法則による証拠排除の目的として、違法捜査の抑止および刑事裁判に対する国民の信頼維持が挙げられているところ、本稿では、これらの目的との関係で事件の重大性がどのような意味を持つのかを検討した。
5「排除法則における因果関係の判断と主観的要素」	単著	平成26年1月	『首都大学東京法学会雑誌』第54巻2号(169-198頁)	上記のとおり、排除法則による証拠排除の目的として、違法捜査の抑止および刑事裁判に対する国民の信頼維持が挙げられているところ、本稿では、これらの目的との関係で証拠収集行為と証拠獲得との間の因果関係の有無がどのような意味を持つのかを検討した。
6「排除法則の研究—主観的要素を中心に—」(博士学位論文)	単著	平成26年2月	首都大学東京社会科学部研究科	わが国の判例は、排除法則の目的として違法捜査の抑止を挙げている。そして、アメリカ法との対比から、このことが排除法則の適否の判断を政策的なものとしていると理解されてきた。しかし、判例は捜査官の行為が「法規」から「逸脱」していたか否かを「違法の重大性」を判断する理由としており、規範的な観点を考慮しているのである。そこで、本稿では、規範的な観点からも抑止効説を説明できるかを検討し、判例の立場を明らかにした。
7「最近のアメリカにおける排除法則の動向」	単著	平成27年1月	『首都大学東京法学会雑誌』第55巻2号(211-236頁)	本稿は、近年、アメリカで、排除法則を適用し証拠排除した判例が増えてきたという実情を示した上で、その理由を事実面と法律面から検討したものである。

8「排除法則におけるいわゆる『法潜脱の意図』の内容」	単著	平成27年7月	『首都大学東京法学会雑誌』第56巻1号(665-694頁)	わが国の判例は排除法則の適否の際にいわゆる「法潜脱の意図」を考慮しているが、この内容について、わが国の判例の分析に加えて、主観的要素を重視する最新のアメリカ判例も参考に検討したものが本稿である。
9「取締役の刑事責任といわゆる経営判断の原則」	単書	平成29年3月	『東京成徳大学経営論集』第5号(11-22頁)	本稿は、これまで民事法上認められてきた、取締役の適正な経営判断を尊重する、いわゆる経営判断の原則を刑事事件に適用できるか、また、仮に適用できるとしてもどのような条件で認められるかを検討したものである。
(その他)				
1 研究ノート「排除法則における主観的事柄の考慮について」	単著	平成22年7月	『首都大学東京法学会雑誌』第51巻1号(243-287頁)	本稿は、排除法則について、現在のアメリカ判例は裁判機能だけではなく、捜査官に対するサンクショナルな機能も重視しており、後者の観点からは排除法則は個々の捜査官の規範意識の向上による違法捜査の抑止を目的としていることを明らかにした。
2 判例研究「所持品検査の違法を理由に排除法則を適用し、無罪を言い渡した事例」	単著	平成24年1月	『首都大学東京法学会雑誌』第52巻2号(377-402頁)	本稿は、捜査官の主観面を考慮して証拠排除した下級審裁判例(京都地判平成22年3月24日〔公刊物未登載])を評釈したものである。
3 判例研究「窃盗の犯人による事後の脅迫が窃盗の機会の継続中に行われたとはいえないとされた事例」	単著	平成26年7月	『首都大学東京法学会雑誌』第55巻1号(263-273頁)	本稿は、重大な財産犯罪である事後強盗罪において、その成立要件である、いわゆる窃盗の「機会継続性」に関し、被告人の主観的要素を考慮してその存在を否定し、事後強盗罪の成立を否定した最高裁判例である最判平成16年12月10日(刑集58巻9号1047頁)を評釈したものである。

(注) 「研究業績等に関する事項」には、書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。